

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成29年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成29年12月25日（月） 午後1時15分から午後3時15分まで
開 催 場 所	委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、宮崎 正巳、田中 洋子、濱浦 雪代 保険医代表 三條 治、山内 立行、齊藤 直人 公益代表 沖野 清子、宮崎 文永、田代 芳久、靱山 敏夫 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：指田 登生 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査（国民健康保険グループ）、保険年金課主任（同グループ）
報 告 事 項	第1回会議録について
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について」 (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第1回会議録 ・ 資料2 平成30年度税制改正大綱による国民健康保険税への影響 ・ 資料3 国保事業費納付金の算定から区市町村の税率等の決定の流れ（当日配布）
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1) なし 議題(2) 税率改定案について、税率改定パターン2を基本とし、第3回の会議においては平成30年度税制改正大綱の内容を反映させた税率改定案を検討し、第4回の会議においては最終的な事業費納付金の額を基に算定した税率改定案を検討するものとする。また、答申については、第4回の会議で答申案を検討し、修正がある場合には第4回の会議後に会長一任で確認の上、平成30年1月中旬に答申を出すこととする。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	報告事項 第1回会議録について 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 事前に出席者に確認したところ、一点誤字の修正があったため、当該修正を行った上で、会議録署名委員に署名をしていただいた。 （会長） 説明について質疑等はあるか。 【質疑・意見等】 （委員） 質疑等なし。 （会長） 質疑なしと認める。 議題（1）諮問事項の検討について 「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について」 【事務局説明要旨】 （保険年金課長）

委員からの事前質問に基づき、当日配布の資料3に沿って国保事業納付金の算定から区市町村の税率等の決定の流れについて、東京都の状況と本市の状況を提示しながら説明した。

(会長)

説明について質疑等はあるか。

【質疑・意見等】

(委員)

激変緩和措置について、1年目の額について再度教えていただきたい。

(保険年金課長)

約8,800万円である。

(委員)

激変緩和措置が法定外繰入金に与える影響はどのようなものか。

(保険年金課長)

激変緩和措置としては、5年間で総額2億4,600万円が本市に交付される。当該交付金は事業費納付金から差し引かれて交付される。そのため、激変緩和措置期間中においては、その分法定外繰入が抑えられると考えられるが、激変緩和措置は逡減していくものであるため、その影響等を勘案しながら適宜税率について検討していく必要があると考えている。

(委員)

繰入金の額については、従来どおり不足分を繰り入れるということで良いか。

(保険年金課長)

事業費納付金と税収入等の差を法定外繰入金で補填することになる。

(会長)

他に質疑等がないため、質疑なしと認める。

(会長)

前回の資料に示されているもので、財政健全化計画は、赤字区市町村に該当する区市町村については、赤字解消の目標年次を定めた上で、医療費の適正化や適正な保険税率の策定などの方法を用いて赤字を解消していくものとして策定しなければならないものとする。そのため、財政健全化計画の策定対象である本市においても、法定外繰入金の額を徐々に減らしていかなければならないものであると考えて良いか。

(保険年金課長)

そのとおりである。

(会長)

今後のスケジュールを考慮すると、前回の会議にて示された税率改定パターンの内、どのパターンの考え方を採用するかについて検討したいと考える。そこで、各委員の意見を問う。

(保険年金課長)

御意見をいただく前に、今後のスケジュールについてお伝えする。確定係数に基づく事業費納付金の額は、平成30年1月中旬に東京都から提示される見込みであることが確認できた。そのため、当該確定納付金額に基づいた税率改定案及び法定外繰入金を本運営協議会にお示しできる見込みとなった。また、後ほど詳細を説明するが平成30年度税制改正大綱による影響もある。よって、まずは先にお示ししている3パターンから基本となるパターンを検討・決定していただき、その上で、確定納付金及び税制改正大綱の影響を踏まえた税率を改めて示したいと考える。

(会長)

新年度の予算編成スケジュール上は、いつまでに税率等の決定を行わなければならないか。

(保険年金課長)

平成30年1月下旬となっている。

(会長)

予算編成スケジュールに間に合うように、確定納付金額の提示を早めるよう東京都に要望は行っているのか。

(保険年金課長)

行っている。確定係数に基づいた事業費納付金については、当初の予定である平成30年1月下旬から、同年1月中旬に早まることとなっている。これにより、東京都からの確定納付金額の提示後である同年1月下旬に、本運営協議会に当該確定納付金額に基づいた税率等をお示しし、検討していただくことが可能となった。

(会長)

提示されているパターンを基に、税率改定の方向性の決定を行う必要があると考えるため、各委員の意見問う。

(委員)

東京都内の区市町村で保険料の一本化を図るべきだと考えるが、現実的には難しいと考える。一般会計からの繰入は減らすべきであるが、被保険者の支払い能力に応じた負担をすべきであると考えている。そのため、先に示されている3パターンの中から検討していきたいと考える。

(委員)

平成28年1月に出された運営協議会の答申の考え方である、一般会計からの繰入を計画的に縮減する必要があると考える。そのため、パターン2又はパターン3を基本として検討すべきと考える。具体的な数値については、モデルケース等を確認して精査していきたいと考える。

(委員)

法定外繰入の減少を目指すこと及び被保険者の状況を考えると、パターン2が妥当と考える。

(委員)

法定外繰入の減少はせざるを得ないと考えるが、被保険者等が納得できる説明を行っていただきたいと考える。

(委員)

少しずつ税率を上げることはやむを得ないと考える。

(委員)

財政健全化計画及び過去の議論の経過で1億1千万程度の増額を目標としていたことを鑑み、パターン2又はパターン3が良いと考える。

(委員)

法定外繰入金金の減少を行い、市税等の適正な活用を行えるようにするという目的を達成するためには、パターン3が最良と考える。しかし、改定率の影響が大きいことを考えると、パターン2でも良いと考える。

(委員)

検討する時間をいただきたいため、意見等は控える。

(委員)

被保険者の状況を考えるべきと考える。現在の税率においても保険税を支払できていない世帯があること、及び被保険者が減少していることを考慮すると、パターン1にすべきであり、これ以上の増税はできないと考える。

(委員)

意見の前に、資料2の内容について問う。税制改正大綱の中に、賦課限度額の引上げについて言及されているが、現在示されている改定パターンには影響があるのか。

(会長)

賦課限度額の引上げを行った場合の影響額は。

(保険年金課長)

後ほど説明する予定であったが、資料2の「2 改正の影響」にお示ししているとおり、530万9,955円の増額となる見込みである。

(委員)

資料によると、賦課限度額の引上げに伴う増額に関しては、所得割率の引下げによって中間所得層の負担軽減を行うこととしているが、どの程度影響があるか。

(保険年金課長)

引き下げ率については、改めて試算する予定である。

(委員)

賦課限度額の改定等は各パターンに多少なりと影響があると考えため、各パターンからの選択については、今後資料の提供があつてから決めていきたいと考える。

(委員)

国民健康保険は、制度の趣旨から考えると、独立して事業を行うべきものであり、そのためには当然増額すべきである。2回に分けて上げるよりも1回で上げた方が良く考える。

(会長)

様々な意見があるが、一般会計繰入金は減らさなければ財政健全化計画が成り立たない。東京都から当該計画の詳細は示されているか。

(保険年金課長)

まだ示されていないが、判明次第お知らせする。

(会長)

現在本市は平成27年度に答申を行った財政健全化に関する5か年計画の最中であるが、平成30年度の制度改革に伴って上げ幅の変更はあるのか。

(保険年金課長)

前回の運営協議会の答申において、平成30年度からの制度改革の際には、改めて見直すこととしている。一般会計からの繰入金に関しては今後策定する財政健全化計画のこともあるので、減少させる必要があると考えている。

(会長)

ここまでの意見から、意見の集約を早急に行うことは難しいと考える。そこで、賦課限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減を考慮した税率パターンの資料の作成を事務局にお願いし、その上で、パターンの決定にしたいと考えるが、スケジュール上可能であるか。

(保険年金課長)

平成30年1月9日の週に次回の会議を開催することは可能であるが、その時点では、東京都から確定係数に基づいた事業費納付金額が示されていないため、当該納付金額が示された後、再度税率等を試算することになる。また、当該納付金額が示された後に行う会議においては、スケジュール上答申案について御協議いただきたいと考えている。

(委員)

他市においても本市と同様で、東京都からの確定納付金額の提示を待っている状態なのか。

(保険年金課長)

本市と同様の状況の市が多数であるが、既に運営協議会から答申がでている市もあり、その場合は、税率を確定し、確定納付金額との差については、法定外繰入金で調整するとのことである。

(委員)

平成30年1月9日の週に会議を行い、方向性を決定し、東京都からの事業費納付金の提示後に最終的な数値を決定するというのはどうか。

(保険年金課長)

平成30年1月の上旬と下旬に1回ずつ行うということで良いか。

(委員)

回数は決めずに、委員が納得するまで行うべきと考える。

(会長)

財政健全化計画を策定しないことによる罰則等はあるか。

(保険年金課長)

現段階においては、罰則等があることにはなっていない。

(会長)

激変緩和措置の交付額の減少等は起こりえないか。

(保険年金課長)

現段階ではないことになっているが、策定しない場合には東京都からの助言・指導等があると考えられる。

(会長)

財政健全化計画を策定しない場合には、東京都から武蔵村山市への指導があると考えて良いか。

(保険年金課長)

財政健全化計画については、対象区市町村は必ず策定しなければならず、東京都は区市町村とともに赤字の原因・対策等を整理する必要がある。

(委員)

財政健全化計画は、赤字解消の年次を定めずに計画の策定を行えるのか。

(保険年金課長)

現在示されている運営方針では、目標年次の設定は必要である。

(会長)

財政健全化計画は、本運営協議会の諮問事項になるのか。

(保険年金課長)

現在行われている税率等に関する諮問に対する答申をいただき次第、改めて諮問させていただく予定である。

(委員)

税率等に関する諮問と財政健全化計画に関する諮問は、同時に検討すべきではないか。

(会長)

財政健全化計画は必ず策定するものとする。当然財政健全化計画なので、法定外繰入を減らしていくという計画になる。当該計画との整合性を考慮すると、少なからず税率は上げるべきだと考えるが、委員から何か意見等はあるか。

(委員)

東京都から示される事業費納付金は、東京都全体の所得水準・医療費水準を考慮して算定しているものとのことである。本市は、他市と比較すると所得が低い自治体であるが、医療費は高い水準にある。こうした状況にあつては、他市と比較して事業費納付金が多くなることは当然であるとする。しかし、一方で低所得者に対する負担の増大は抑えなければならない。しかし、低所得者に対しては軽減措置があるため、税率を上げることは、実際には高所得者に対して影響が大きくなっている。一般会計からの繰入金については、減少させていくべきだと考え、昨今の医療費の高騰を鑑みると、保険税率は上げるべきだと考える。

(会長)

先ほども意見を述べたとおり、財政健全化計画を策定することを考えると、保険税率については、上げていかなければならないことになる。また、今後のスケジュールを加味し、基本となる考え方を決める必要がある。その上で、詳しい数値については検討していきたいと考える。示されている3パターンから決めるとした場合に選択すべきパターンについて、改めて各委員の意見を問う。

(委員)

一般会計からの繰入を減らすべきと考えるため、パターン2かパターン3が良いと考える。

(委員)

一般会計からの繰入を考えると、増額は必要と考える。財政健全化計画策定と同時に、医療費適正化等の税率改定以外の方向で行うべきことを具体的に明確化すべきと考える。数値については検討すべきであるが、パターン2が良いと考える。

(委員)

財政健全化計画の策定を考慮すると、税率は上げるべきと考えるため、パターン2が良いと考える。

(委員)

税率を上げる必要がなければ、上げなくて良いと考えるため、上げざるを得ない理由を問う。被保険者数が減少している中で、過去の税率改定によって税率を上げているが、法定外繰入分を現在において賄い切れていないという現状について、市の努力は足りていたのか。まず1点目として、今後の被保険者数の動向を伺いたい。

(保険年金課長)

雇用の拡大を背景として、被用者保険への加入及び後期高齢者医療制度への移行によって、被保険者数は減少する見込みである。

(委員)

被保険者数は減少しているが、医療費は増加しているため、一般会計からの繰入を行うことによって、国民健康保険制度を維持していることは理解している。現状に至る原因となる、医療費の増加の原因は何か。

(保険年金課長)

医療費の増加は、平成26年度及び平成27年度がピークであり、画期的な新薬の開発等医療の高度化によって医療費が増加した経緯がある。平成26年度には本市においても約12億円の繰入を行った。データヘルズ計画によると、70歳以上の医療費が、他市と比較して増大していることがわかっている。また、多額の医療費を必要とする方が増加していることも、医療費増加の要因となっている。

(委員)

東京都全体として高額療養費の増加が要因となっているのではないかと考える。こうした構造的な問題を加味すると、税率を上げることはやむを得ないと考えるが、低所得者には十分な配慮が必要であると考え。そのため、選択するのであれば、パターン2が良いと考える。

(委員)

過去の答申によって法定外繰入を減らす方向で決定しているため、パターン2が良いと考える。

(委員)

先に述べているように、法定外繰入は減少させるべきであると考え、また、激変緩和措置の有効活用を図るため、パターン2が良いと考える。

(委員)

財政健全化計画の目的達成を考えるとパターン3が最良ではあるが、皆様の意見を踏まえると、難しいところもあると考えるため、パターン2が良いのではないかと考える。

(委員)

財源の観点からすれば、パターン2又はパターン3が良いと考える。しかし、現場の医師としての観点からすると、国民健康保険の被保険者の方が、他の保険の被保険者に比べて病気の発見が遅くなっているように感じる。受診抑制によって必要な診療の妨げとなっているのではないかと。必要な診療を受けていないことによって重症化し、結果として医療費が増加することになっているのではないかと。武蔵村山市のデータを活用し、医療費抑制の対象を決めるなど、綿密な調査の上で、通知を送るなどしては良かったのではないかと。都道府県化した後も、綿密な調査の上で、医療費適正化を図っていき、必要な医療は受けられるようにすべきと考える。その上で、現状のままでは成り立たないと考えるため、パターン

2又はパターン3が良いと考える。

(委員)

被保険者の65パーセントが年収200万円未満であり、低所得者が多くなっている。過去の経緯を見ると、武蔵村山市は、3年に1度ほどの保険税の改定であったが、ここ数年連続で改定を行っている。その中で、被保険者の目線で見れば、税率を上げるという選択肢はないと考える。しかし、東京都からの財政健全化計画の策定などを考慮すると、パターン1は選択するのは難しいが、仮にパターン2として決定するとしても、低所得者に配慮すべき。現状の滞納世帯では、収入が2～300万円の世帯が最も多いため、この点も考慮して保険税率を考えていくべきと考える。

(委員)

武蔵村山市の所得水準は低く、医療費が増加傾向にあることを鑑みると、国民健康保険の制度維持を行うためには、税率は上げざるを得ないと考える。その上で、被保険者への影響は最小限に抑えなければならないため、パターン2が好ましいと考える。

(委員)

パターン2であってもパターン3であっても大差はないと考えるため、数回に分けて税率を上げるのではなく、1回で上げた方が良いのではないかと。低所得者が多く、高齢化している現状においては、税率を上げることはやむを得ないことである。今回の改定においては、パターン3が良いと考える。

(会長)

各委員の意見から、財政健全化計画の策定を念頭において考えると、多少なりとも税率を上げる必要があるという意見が多く見受けられた。数年に一回まとめて税率を上げるというような意見もあったが、財政健全化計画との整合性を保ちつつ税率を上げるのであれば、毎年少しずつ上げるのが好ましいのではないかと。よって、パターン2を委員の皆様の意見の集約としたい。

他に質疑等はあるか。

(委員)

次回の開催に向けて、事務局に資料の作成をお願いしたい。滞納額が多いという意見があったが、現在の収納率、滞納繰越額及び不納欠損額を示した資料をお願いしたい。滞納している理由は様々であると考えため、作成していただく資料を基に、考察したいと考える。

(会長)

他に質疑等はあるか。

(委員)

質疑なし。

(会長)

質疑なしと認める。よって、改定パターンについては、委員の皆様の意見を集約し、パターン2を基本とし、また、東京都から事業費納付金が示された後に、当該納付金を基に調整した税率案を次回の会議までに事務局に作成いただきたいと考えるが、作成は可能か。

(保険年金課長)

収納関係の資料については、準備できる。税率案を示した資料を用いた会議の開催時期は、東京都からの事業費納付金が示された後で良いか。

(会長)

事業費納付金が示された後でなければ、作成できないか。

(保険年金課長)

東京都から既に示されている事業費納付金である仮算定の額と、平成30年1月中旬に東京都から示される事業費納付金である本算定の額とでは、額が変更となる可能性がある。本算定の事業費納付金の額を基に算定した税率案をお示しいたいと考えるため、お示しするのは平成30年1月下旬の会議開催時でよろしいか。

(会長)

事前に話のあった、平成30年1月9日の週に行う会議においては、事務局から新たな資料の提示はあるのか。

(保険年金課長)

仮算定の額を基に算定した税率改定案に、平成30年度税制改正大綱に示されている賦課限度額及び低所得者に対する軽減措置を反映させた数値はお示しできる。また、資料要求のあった収納率等についても、お示しできる。

(会長)

税率改定パターン2の考え方で、仮算定の額を基に、賦課限度額及び低所得者に対する軽減措置等を反映させた税率改定案をお示しいただき、検討していきたいと考えるが、よろしいか。

(委員)

本算定後すぐに本市で算定すれば、平成30年1月下旬よりも早く会議を行えるのではないか。

(保険年金課長)

資料を委員の皆様へ1週間前に送付することとなっているため、委員の皆様へ検討していただく時間を設けられると考える。

(委員)

答申は平成30年2月に行うのか。

(保険年金課長)

答申案については、4回目の会議において提示し御検討いただきたいと考えている。

(会長)

資料送付は会議の1週間前でなくても良いのではないか。

(委員)

本算定後の数字が示されてから1回の会議で答申案を出すことは、議論の時間が短いように感じる。資料の送付から会議開催までの期間を短縮し、本算定後の会議は2回開催するのが良いと考える。

(会長)

スケジュール上可能であるか。

(委員)

本算定後に時間をかけて検討したいと考えるため、本算定後の会議は2回以上行うのが望ましい。

(会長)

本算定後、本市の税率案をすぐに作成することは可能か。

(保険年金課長)

平成30年1月22日の週に資料を送付し、同週に会議を行うことは可能である。答申案については、当該会議において御協議いただきたい。

(会長)

4回目の会議において答申案に修正があった場合には、当初予算編成のスケジュール等を考慮し、対応する時間はあるのか。

(保険年金課長)

平成30年1月の最終週中であれば、対応は可能である旨、本市の財政担当に確認できている。

(会長)

平成30年1月22日の週に行う第4回の会議において答申案を作成し、答申案の修正については、4回目の会議後に会長一任していただき答申を出す、ということで良いか。

(委員)

異議なし。

(会長)

改定パターンについては、パターン2を基本として、次回の会議においては、税制改正大綱の内容を反映した税率改定案、第4回目の会議においては、本算定後の最終的な税率改定案を事務局から提示いただき、検討・決定することとす

る。
引き続き、事務局から資料2「平成30年度税制改正大綱による国民健康保険税への影響」について説明いただきたい。

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

資料2に沿って、平成30年度税制改正大綱で示されている賦課限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充について、概要及び本市の保険税に及ぼす影響を説明した。

(会長)

説明について質疑等はあるか。

【質疑等】

(委員)

賦課限度額の対象となる所得及び世帯数はどのくらいか。

(保険年金課長)

所得は、約1,000万円の所得層であり、世帯数については、平成29年度当初賦課時点で144世帯である。

(会長)

他に質疑等がないため、質疑なしと認める。

次に、賦課限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充を行う際の税率へ反映方法についてであるが、前回同様賦課限度額の引上げが行われた場合には、中間所得層の負担軽減につなげるため、所得割の率を引き下げることによろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。低所得者に対する軽減措置の拡充が行われた場合には、負担軽減に直結するものであるため、従前どおり、法改正後直ちに条例改正を行うことで対応する方法によろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。議題2については以上である。

次に、「議題3 その他」についてであるが、事務局から説明をお願いする。

(保険年金課長)

次回の日程についてであるが、事前にお伺いしているとおり、平成30年1月の9日、11日、12日で調整させていただいているところであり、委員の皆様の出欠の可否の状況を考慮すると、平成30年1月9日(火)が最も欠席者が少数となるが、9日の午後1時15分からでよろしいか。

(会長)

了解した。他に質疑等がないため、これにて、平成29年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： 4 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開	
	<input type="checkbox"/> 非公開	※一部公開又は非公開とした理由（ ）

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)	
	<input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)	

庶務担当課	市民部 保険年金課（内線：132）
-------	-------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名し捺印する。

会 長 印

被保険者代表委員 印

保険医等代表委員 印

公益代表委員 印